

○菊川市週休2日推進工事（土木工事等）実施要領

令和7年12月15日

告示第239号

（趣旨）

第1条 この要領は、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保のため、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境の改善を目的とする週休2日推進工事の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 契約期間において4週間当たり8日以上 of 週休日が設けられている場合であって、当該週休日に現場閉所が行われていることをいう。
- (2) 現場閉所 対象期間（第4条に規定する対象期間をいう。次号において同じ。）において、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。）。
- (3) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数を対象期間日数で除して得た割合）をいう。
- (4) 4週8休 現場閉所率が28.5パーセントの場合をいう。
- (5) 4週7休 現場閉所率が25パーセントの場合をいう。
- (6) 4週6休 現場閉所率が21.4パーセントの場合をいう。

（対象工事）

第3条 週休2日推進工事の対象は、菊川市が発注する工事とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

- (1) 土木工事標準積算基準書、湾港工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準及び治山林道必携により積算しない工事
- (2) 施工に必要な実働日数が30日以下と見込まれる工事
- (3) 通年維持工事又は緊急性の高い応急対策工事等
- (4) 工事担当課長が対象工事に適しないと判断する工事
- (5) 予定価格が1,500万円未満の工事

（対象期間）

第4条 週休2日推進工事の対象期間は、契約締結日から工事完了日までとする。ただし、次に掲げる期間を除く。

- (1) 準備及び後片付けの期間
- (2) 年末年始休暇（6日間）
- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 工場製作のみの期間
- (5) 工事全体を一時中止している期間
- (6) その他発注者が対象外とする期間

（発注）

第5条 第3条に規定する対象工事の発注は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

定めるところによる。

- (1) 発注者指定型 菊川市週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（発注者指定型）（様式第1号）を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注を行うものとする。
- (2) 受注者希望型 菊川市週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（受注者希望型）（様式第2号）を添付し、発注を行うものとする。この場合において、受注者が週休2日推進工事の実施を希望する場合は、現場着手日までに受発注者間協議を行うものとする。

（実施方法）

第6条 週休2日推進工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、発注者指定型においては、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行うこととし、受注者希望型においては、週休2日に取り組む程度（以下「取組レベル」という。）について4週8休以上、4週7休以上4週8休未満又は4週6休以上4週7休未満のいずれかを受発注者間協議により設定した後、現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行うものとする。なお、発注者指定型において受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- (2) 発注者指定型及び受注者希望型において、受注者は、現場閉所計画を変更しようとする場合には、変更の現場閉所計画表を監督員に提出するものとする。
- (3) 発注者指定型及び受注者希望型において、監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。
- (4) 受注者希望型において、現場閉所率の算出結果が取組レベルを超えた場合でも、当初協議による設定を上限として判定し、費用計上による変更契約を行うものとする。

（費用の計上）

第7条 前2条の場合において、市長は、次の各号のいずれかに該当する工事を行うときは、当該各号に定める要領を準用し、費用の計上を行うものとする。

- (1) 港湾工事標準積算基準書により積算する工事 週休2日推進工事積算要領（港湾関係工事）（令和8年9月17日付け建経技号外静岡県交通基盤部建設経済局技術調査課長通知）を準用する。
- (2) 治山林道必携により積算する工事 週休2日推進工事積算要領（森林工事）（令和8年9月17日付け建経技号外静岡県交通基盤部建設経済局技術調査課長通知）を準用する。

（達成証明）

第8条 市長は、この要領を適用した工事において、4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を検査合格通知書により発注者から受注者に通知する。

（工事成績における評価）

第9条 工事成績評定の対象となる工事において、現場閉所率による加点等は行わないものとする。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（発注者指定型）

第1 目的

この特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第2 定義

この特記仕様書において用いる用語は、次のとおりとする。

- (1) 週休2日 契約期間において4週間当たり8日以上 of 週休日が設けられている場合であって、当該週休日に現場閉所が行われていることをいう。
- (2) 現場閉所 菊川市週休2日推進工事（土木工事等）実施要領第4条に規定する対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。）
- (3) 現場閉所率 菊川市週休2日推進工事（土木工事等）実施要領第4条に規定する対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数を対象期間日数で除して得た割合）をいう。
- (4) 4週8休 現場閉所率が28.5パーセントの場合をいう。
- (5) 4週7休 現場閉所率が25パーセントの場合をいう。
- (6) 4週6休 現場閉所率が21.4パーセントの場合をいう。

第3 実施方法

週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰することができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- (2) 受注者は、現場閉所計画を変更しようとする場合には、変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

第4 費用の計上

次のいずれかに該当する工事を行うときは、静岡県が定める要領を準用し、費用の計上を行うものとする。

- (1) 港湾工事標準積算基準書により積算する工事 週休2日推進工事積算要領（港湾関係工事）を準用する。
- (2) 治山林道必携により積算する工事 週休2日推進工事積算要領（森林工事）を準用する。

第5 達成証明

4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を検査合格通知書により発

注者から受注者に通知する。

様式第2号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（受注者希望型）

第1 目的

本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第2 定義

この特記仕様書において用いる用語は、次のとおりとする。

- (1) 週休2日 契約期間において4週間当たり8日以上 of 週休日が設けられている場合であって、当該週休日に現場閉所が行われていることをいう。
- (2) 現場閉所 菊川市週休2日推進工事（土木工事等）実施要領第4条に規定する対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。）
- (3) 現場閉所率 菊川市週休2日推進工事（土木工事等）実施要領第4条に規定する対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数を対象期間日数で除して得た割合）をいう。
- (4) 4週8休 現場閉所率が28.5パーセントの場合をいう。
- (5) 4週7休 現場閉所率が25パーセントの場合をいう。
- (6) 4週6休 現場閉所率が21.4パーセントの場合をいう。

第3 実施方法

週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、週休2日に取り組む程度（以下「取組レベル」という。）について4週8休以上、4週7休以上4週8休未満又は4週6休以上4週7休未満のいずれかを受発注者間協議により設定した後、現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行うものとする。
- (2) 受注者は、現場閉所計画を変更しようとする場合には、変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行い、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。
- (4) 現場閉所率の算出結果が取組レベルを超えた場合でも、当初協議による設定を上限として判定し、費用計上による変更契約を行うものとする。

第4 費用の計上

次のいずれかに該当する工事を行うときは、静岡県が定める要領を準用し、費用の計上を行うものとする。

- (1) 港湾工事標準積算基準書により積算する工事 週休2日推進工事積算要領（港湾関係工事）を準用する。
- (2) 治山林道必携により積算する工事 週休2日推進工事積算要領（森林工事）を準用する。

第5 達成証明

4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を検査合格通知書により発注者から受注者に通知する。